

宮城県一迫商業高等学校 部活動に係る活動方針（部活動ガイドライン）

平成31年4月1日

1 基本方針

(1) 部活動は学校教育の一環として実施する。

【生徒】

(2) 技術・競技力の向上を目指すと同時に、個性の伸長や社会性・協調性等の涵養及び生涯教育の一環として楽しみながら活動する。

【教員】

(3) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現を図る部活動指導。

2 活動時間及び日数について

(1) 活動時間 1) 学期中：2時間程度 週休日：3時間程度（大会や練習試合を除く）。
2) 長期休業中：3時間程度（大会や練習試合を除く）。
3) 朝練習については、原則禁止とする。

(2) 休養日 平日1日以上 週休日等は1日以上の週2日以上とする。

(3) その他 1) 期末考査1週間前及び考査期間中は原則、禁止。中間考査は考査終了後1時間半程度認める。
2) 年末年始等の学校閉庁日の活動は原則行わない。
3) ハイシーズン等の休息日は適切に設定する。
4) 上記によらない場合の活動及び休養については校長に相談及び許可をもらう。

3 活動計画の作成について

(1) 顧問は4月に年間を見通した活動計画（年間・月間・活動予定（活動日時・場所・休養日・大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
(2) 上記、活動計画は学校ホームページ等で保護者等にお知らせする。

4 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止

顧問等の指導者はいかなる理由であっても、指導において体罰を正当化することは誤りであり、決して許されるものではないという意識を持ち、体罰等のない指導を行う。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は部活運営上、欠かすことができないものである。顧問として年度初めに部活の基本方針・活動計画等を示し、理解と協力を求める。